

No. 22

制 度 名	文化芸術振興費補助金（国事業）	主管課名	生活文化課 文化振興 G		
		問合せ先	029-301-2824		
目的・趣旨	子供たちが劇場・音楽堂等において本格的な実演芸術を鑑賞・体験等する機会を提供する取組を支援することによって、子供たちの豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。				
<p>[対象団体] 劇場・音楽堂等の設置者又は管理者 実演芸術団体（アマチュア団体、法人格を有しない団体等は対象外）</p> <p>[対象事業] 劇場・音楽堂等で行われる実演芸術の公演であって、18歳以下の子供が無料、当該子供に同伴する者が半額で鑑賞する公演</p> <p>[補助要件等] ・過去5年間に劇場・音楽堂等において自ら企画して行った最も高い席が5,000円（東京都以外で開催された公演であった場合は3,000円）以上の主催公演活動の実績を3公演備えていること ・実演芸術専用のホールを有する劇場・音楽堂等であること ・常設の固定された客席を300席以上有すること ・一般座席の最も高い席が5,000円（東京都以外で開催された公演であった場合は3,000円）以上であること ・補助事業で作成される印刷物（パンフレット、チラシ、ポスター等）やWEBページにおいて、文化庁シンボルマークと事業名等を掲載すること</p> <p>[対象経費] 当該公演の座席料金</p> <p>[補助限度額等] 2,000万円</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		補助限度額	—	補助額の残	—
[令和8年度当初予算額] — 千円		[令和8年度補助対象団体] 令和8年3月下旬内定・通知、 令和8年5～6月頃交付決定予定			
[備考] 国からの直接補助。令和8年度は令和8年3月19日募集終了。					